

## サー・ジョン・クラークによるスコットランド経済 の現状把握(Ⅰ)：1707年の「合邦」とかれの「経済 改良」思想の展開

関, 源太郎

<https://doi.org/10.15017/4493030>

---

出版情報：経済學研究. 57 (3/4), pp.343-359, 1992-08-10. 九州大学経済学会  
バージョン：  
権利関係：

# サー・ジョン・クラークによる スコットランド経済の現状把握 (I)

— 1707年の「合邦」とかれの「経済改良」思想の展開 —

関 源 太 郎

## 目 次

- I はじめに
- II 「合邦」と「経済改良」の展望
  - (i) 『書簡』の基調
  - (ii) 産業政策の問題
  - (iii) 政治の中心地喪失による経済的波紋
  - (iv) 「経済改良」の展望
- III 「合邦」後の現状認識 (以下, 57巻5・6号)
- IV 「社会的不満」の解析
- V 一応の結論  
— クラークの「経済改良」提言の歴史的意義 —

## I は じ め に

周知のように、17世紀末にはその経済的後進性が強調されていたスコットランドは、19世紀になると、一躍ブリテンにおける産業革命の中心地の一つを抱えるまでに発展を遂げるようになった。こうしたスコットランドの目覚ましい経済発展の歴史的要因の一つとして、1707年のイングランドとの「合邦」が指摘されているのもまた周知のところであろう<sup>(1)</sup>。しかし、それは

(1) 例えばマッキーは、「18世紀のスコットランドは、1800年位の著述家に強烈な印象を与えた経済発展を経験した」と記したあと、「経済的繁栄の勃興の一つには合邦によって提供された新しい好機会のせいだし、また一つにはスコットランド人たちがこの好機会を掴まえた能力のせいである」と述べている。J. D. Mackie, *A History of Scotland*, 2nd ed.,

どのような意味においてであろうか。スコットランド経済史家のロイ・ハミルトン・キャンベルは、これに関連して、次のような指摘を行っている。

「合邦が与えたインパクトは、新しい経済問題を引き起こしたわけでもないし、出来合いのままに[経済問題を]解決したわけでもない。それは、[経済問題の]解決が可能となる一つの政治的枠組みを準備したにすぎなかった。したがって、合邦がすぐさま経済成長にインパクトを与えることもなく、その後、少なくとも50年間は経済成長率[の上昇]が緩慢であったのは、驚くにあたらない。その1世紀後に、経済成長率[の上昇]が他の理由から加速され、経済がもっと近代的な構造をとることになったが、この時期には、この特定の形態の政治制度が与えた影響は、どれをとっても、この成功とはほとんど無関係であったのである」<sup>(2)</sup>。

Revised and edited by B. Lenman and G. Parker, Penguin Books, 1978, p. 288.

(2) R. H. Campbell, 'The Union and Economic Growth', in T. I. Rae (ed.), *The Union of 1707: Its impact on Scotland*, Glasgow and London, 1974, p. 72. [ ] 内は引用者。以下同様。  
またキャンベルは、これよりも10年前にこれと同じ論調の問題提起を行っている。Do., 'The Anglo-Scottish Union of 1707. II The Economic Consequences', *Economic History Review*, 2nd Series, Vol. XVI No. 3, 1964.

見られるように、キャンベルは、19世紀におけるスコットランドでの産業革命の本格的な展開は言うまでもなく、さらに、それに先立つ18世紀半ばから顕著になり始めた経済成長と「合邦」との直接的結び付きをきっぱり否定し、むしろ、「合邦」の与えたインパクトを「政治的」なものとして捉え、そのうえで、経済成長の問題とのつながりを理解すべきだと主張している。したがって、かれは端的に「合邦は経済成長に手を貸しはしたが、経済成長の原因となったわけではない」<sup>(3)</sup>と切り切ることになる。こうしたキャンベルの経済史的洞察には、18～19世紀のスコットランドにおける経済成長を理解する鍵は「合邦」そのものよりもむしろ「合邦」という「政治的枠組み」のなかで繰り広げられた経済的パフォーマンスの解明にこそあるという示唆が含蓄されていると言えよう。

かれの示唆を念頭において18世紀前半のスコットランドにおける経済思想の展開の現場に目を転じると、われわれは実に興味深い人物に出会うことになる。それは、サー・ジョン・クラーク (Sir John Clerk of Penicuik, 1676-1755) である。かれは、1707年の合邦条約のスコットランド側交渉委員として活動した1706年に、この条約に対するスコットランドでの理解を広げ、深めるため二冊ないし三冊のパンフレットを公刊し<sup>(4)</sup>、さらに、合邦後20年あまりを経過した時

点で、合邦についての評価をふくめて新たにスコットランドの「経済改良」を展望しなおす手稿を残している<sup>(5)</sup>。したがって、われわれは、これらの著作を比較考量することによって、この間にかれが「合邦」と経済発展との関連につい

トランドにおいてよく理解されていないことに関して交渉委員の処置を擁護するため、私は二冊のパンフレットを著した。そのうちの二冊は、合邦諸条項に関する若干の考察というタイトルで知られていた。／他のものは、われわれ自身がイングランドの国債の支払いに服するためにスコットランドに支払われることになっていた代償金 (Equivalent) に関連して [合邦条約] 第15条を説明することを目指したものであった」(*Memoirs of the Life of Sir John Clerk of Penicuik*, edited by John Gray, Edinburgh, 1892, p. 66. なお、これは以下、*Memoirs* と略記する)。

後者のパンフレットが、Anon., *An Essay upon the XV. Article of the Treaty of Union, wherein the Difficulties that arise upon the Equivalents are fully cleared and explained*, Edinburgh, 1706.

(以下、*Essay* と略記する) だと同定されているが (*Memoirs*, p. 66, fn.)、前者については、「合邦諸条項に関する若干の考察」(Some considerations on the Articles of Union) と題されたパンフレットは発見されていない (cf. *Memoirs*, pp. 244-5, Additional Note G by the editor)。しかし、Anon., *A Letter to a Friend, giving an Account how the Treaty of Union has been received here. And wherein are contained, Answers to the most material Objections against it, with some Remarks upon what has been written by Mr. H. and Mr. R.*, Edinburgh, 1706. (以下、『書簡』あるいは *Letter* と略記する) がクラークの手になるものであることは、*Memoirs* の編者ジョン・グレイの周到な調査によって確かめられている (cf. *Memoirs*, pp. 244)。したがって、言うまでもなく、クラークの記録ないし記憶の誤りによって、これを上記のようなタイトルだと *Memoirs* に記されたとすれば、パンフレットの数は二冊になるし、あるいは、同じくかれの過失によって、このパンフレットのことを失念したまま *Memoirs* が著されたとすれば、その数は三冊になる。

なお『書簡』の著者について、当時「…(これは、たとえ合邦条約交渉委員ではないにしても、その賛同者であることは否定できない者によって書かれた)」([William Black], *Some Few Remarks upon the State of Excise after the Union, compar'd with what it now is*, [1706], p. 2. ( ) は引用文。以下同様) と推測されていた。

(5) 'Sir John Clerk's Observations on the present circumstances of Scotland, 1730', edited by T. C. Smout, in *Miscellany of the Scottish History Society, Volume X*, Edinburgh, 1965. 以下、『所見』あるいは *Observations* と略記する。

また、わが国におけるこの時期のスコットランド経済発展の研究については、従来の論争の整理とそれに新しい知見や視座を盛り込んだ、菊池壮蔵『合邦期スコットランドの産業構造(上)・(下)』、『立教経済学論叢』17, 18号, 1980, 1981年を参照していただきたい。

(3) R. H. Campbell, 'The Union and Economic Growth', p. 73.

(4) クラーク自身次のように回想している。「私はロンドンでの義務 [合邦条約の交渉のこと] から解放され、スコットランド議会で起きることに関してはまったく受け身の存在となった。とはいえ、スコッ

てどのような思考をめぐらし、これをどのようにに展望したのか、そして、これらをどう反省し、あるいは、そのことを通じてかれの思考や展望をいかに深化・拡大していったかを跡づけ検証することもできるようになるであろう。要するに、クラークという貴重な人物の内在的なケース・スタディは、うゑに紹介したキャンベルの問題提起を経済思想の面で再考し、その枠内でこれに新しい光を当てる道に通じるようにも思われる。

しかしながら、この小論がクラークに注目するのは、もっぱら、こうした経済史的な問題関心からのみではない。一面でそうした経済史家の洞察に刺激されながらも、小論の主たる関心は別のところにある。これまでわれわれは、当時スコットランドにおいて数多く出版された経済パンフレットのうちから重要だと思われたものをいくつか取り出し、それらのなかで展開されている「改良」の経済思想の歴史的・学説史的意義の解明に直接の関心を払ってきた<sup>(6)</sup>。いまだ、それは決して十分なものとは言えないが、それを通じて、少なくとも1720～30年代には「経済改良」の推進主体の形成の問題が真剣に討議されていたことを確認することができた。その折に、1730年のクラークもその例外ではなかったことに言及しておいた<sup>(7)</sup>。しかし、そうだとし

ても、こうした問題意識は、もともと「合邦」以前から彼自身のなかに胚胎していたものであろうか、それとも、その後、ある時期に獲得され共有されるようになったものであろうか。しかも、いずれの場合にも、そもそも、なぜ、どのようにしてクラークはこの問題に突き当たったかが問われて然るべきであろう。その場合に、「合邦」の問題がこのことに無関係であったとは思われない。後にもるように、クラークの思考はいずれの著作においても「経済改良」の問題を「合邦」体制との関連において論じているからである<sup>(8)</sup>。これまでクラークの「経済改良」思想を正面から取り上げる機会を持たなかったので、こうした疑問にまで視野を拡大することもできなかった。小論をつうじてこれらの疑問に立ち向かってみたいと思う。

とはいえ、こうした課題に接近するためには、何はともあれ、クラークの著作に沈潜することが要請される。まず『書簡』および『所見』におけるクラークの議論に耳を傾け、「合邦」前と「合邦」後でのかれのスコットランド経済の現状把握を浮き彫りにし、それを基礎にそれぞれの時期でのかれの「経済改良」思想の特徴を剔り出し、これらのことをつうじて上記のような課題に迫っていきたいと思う。言い換えると、クラークのパンフレットの内在的研究をとおして、「合邦」前後におけるスコットランドの「改良」の経済思想の展開過程の理解を深めることを目指してみたいということである。

しかし、このように問題設定を広げてみると、そこから新たに生じてくると思われる問題にあ

(6) 拙稿「P.リンズィの『インダストリ』概念について」、九州大『経済学研究』53巻1・2合併号、1987年。同「T.メルヴィルの『経済改良』提言にみるスコットランド『近代的経済社会』の構想」、同上誌、54巻4・5合併号、1988年。同「匿名『スコットランドにおける漁業およびリネン製造業改良の諸理由』について」、同上誌、54巻4・5合併号、1988年。同「P.リンズィの経済改良の提言について」（田中敏弘編著『スコットランド啓蒙と経済学の形成——古典経済学研究 I』日本経済評論社、1989年）。

(7) 拙稿「P.リンズィの経済改良の提言について」2および19ページ。

(8) しかも、すでに知ったように、キャンベルの経済史的洞察においても「合邦」と「経済改良」との何らかの関連は決して否定されていない。ただかれは、それらを直接的に連繫することに経済史的知識をもって反対するのである。

らかじめ留意しておく必要があるだろう。それは、すでに明らかにされているように、クラークの思考には「ブリティッシュ・イデオロギー」<sup>(9)</sup>あるいは「ハノーヴァー家への忠誠心」<sup>(10)</sup>というものが一貫しているのであって、このことがかれの「改良」の経済思想に一定の偏向を強いていると予測されることである。したがって、かれの思考の展開過程にのみ内在し、これに拘泥するかぎり、この時期の「経済改良」思想の展開過程やその構造の究明は一面的で不十分なものに終わらざるをえないであろう。クラークに対立して「合邦」による決着に疑いを挟む「改良」の経済思想や提言が無視されることになるからである<sup>(11)</sup>。そもそも、こうした反クラーク的な経済提言が「合邦」後にまったく意味を喪失したとも思えないのである。しかしながら、小論ではこうした疑問に解答を与え、この制約を打破することはできない。機会を改めるほかはない。ただ、このことにあらかじめ留意してクラークに接近してみたいと思う。

## II 「合邦」と「経済改良」の展望

### (i) 『書簡』の基調

クラークがスコットランド議会上に上程されたイングランドとの合邦法案の理解を求めのために刊行した複数の匿名パンフレットのうち、『書簡』の末尾には「エジンバラ、1706年12月6日」と記されている。この法案は1706年10月3日に議会上に上程され、これに修正が加えられ可決されたのが翌1707年1月16日であったので<sup>(1)</sup>、まさに合邦条約問題が最終局面を迎えようとした時点で、このパンフレットは世に問われたといえよう。『書簡』において、かれはどのようにして同胞たちの理解を得ようとしたのであろうか。

クラークによれば、すでに議会内では「…全員が、一般的に見て[合邦以上に]われわれにとり有利なものはないという点で一致していた」(Letter, p. 3)。スコットランドにおいて合邦はすでに所定のことのように見える。しかし、同時に、その具体的形態となると、意見は分裂していたという。「現在の状況でのスコットランドとイングランドに関して、包容力のある合邦計画を提起できる者は、誰もない。全員が合邦について一般的な見解を抱いているが、しかし、それを適用するのは至難のことである」(Letter, p. 4。傍点は原文のイタリック。以下、断らない限り同様)と。意見の分裂は、法案の内容

(9) 菊池紘一「サー・ジョン・クラークにおける『ブリティッシュ・イデオロギー』の形成」, 早稲田大『史観』, 第113冊, 昭和60年。

(10) T. C. Smout, 'Introduction to Sir John Clerk's Observations on the present circumstances of Scotland, 1730', in *Miscellany of the Scottish Society, Volume*, pp. 177-8.

(11) こうした提言のなかで、さしあたり筆者がとくに念頭に置いているのは、以下のものである。

[David Black], *Essay upon Industry and Trade, shewing the Necessity of the One, the Conveniency and Usefulness of the Other, and the Advantages of Both*, Edinburgh, 1706.

Andrew Fletcher of Saltoun; *Selected Political Writings and Speeches*, edited by David Daiches, Edinburgh, 1979. に収められている一連の論考、および、[do.], *State of the Controversy betwixt United and Separate Parliaments*, 1706, reprinted with an Introduction by P. H. Scott, Edinburgh, 1982.

(1) この「合邦」交渉の経緯、また、議会での議論の内容などについては、さしあたり、cf. George S. Pryde, 'Introduction', in do. (ed.), *The Treaty of Union of Scotland and England 1707*, London, 1950, esp. pp. 8-34; P. W. J. Riley, *The Union of England and Scotland: A study in Anglo-Scottish politics of the eighteenth century*, Manchester, 1978, esp. pp. 182-9; Ferguson William, *Scotland's Relations with England: a Survey to 1707*, Edinburgh, 1977, esp. pp. 232ff.; 天川潤次郎『デフォー研究——資本主義経済思想の源流——』未来社, 1966年, 第5章。

に盛り込まれた「合併的連合 (incorporating union)」か、それとも、これに反対する「連邦的連合 (federal union)」かに集約される<sup>(2)</sup>。言うまでもなく、クラークは前者の立場にたつ。

かれは、ここ100年の間スコットランドは「主権をもった自由で独立した王国だとわれわれは言い張っているが、しかし、わが議会と枢密院はすべてまったくイングランドの影響力によって動かされており、こうしてわれわれは万事においてイングランドの利益を目指していたと思われるかれらの意志に服従していた…」(Letter, pp. 4-5) という意見の持ち主がいることを紹介したあと、次のように述べている。

「こうした告発が、一般的に言って、真実であるか虚偽であるかを私は吟味しない。しかし、私のはっきりと確信しているところでは、人びとがこれと同じ息づかいで今般の合邦条約をけなすとしたら、かれらは自己矛盾に陥っているように思われる。というのは、この条約はかれらが不平を言っていることを確実に是正するに違いないからである」(Letter, p. 5)。

クラークは、1603年の「同君連合」(the Union of Crowns) 以来の政治体制が、その外見とは裏

腹に、スコットランドのイングランドの「利害」への従属を浸透させてきたとの判断の当否にはそれほど関心を示していない。かれの関心はむしろ、提起されている「合邦」、すなわち、「合併的連合」がスコットランドの対イングランド関係を改善し、従来存在したとされているイングランドの「利害」への従属からスコットランドを解放することへと向けられている。いや、「解放」というよりも両者の利害の調和と言うべきかもしれないが、ともかく、この利害のなかには経済的なものも含まれていることは言うまでもない<sup>(3)</sup>。

「この国民の極めつけの貧困と貨幣不足を悔やみながら、それにもかかわらず、合邦はわれわれを零落させるだろうと、これに反対する者たちもいる。かれらは、われわれが陥ることができる生活状態のうちでわれわれを現在の状態よりも惨めで貧乏な状態にするものは、それがどんなものであれ、考えることができないというのがわれわれの事態であるということを考えもしないのである。というのは、周知のように、われわれのうちの数多くの者たちが生活に難儀しており、何千というわれわれの近親者はパンと働き口がないため、祖国を離れることを余儀なくされているから

(2) 現代の史家ファーガスンはこの法案に関して出された建白書について次のように述べている。

「民衆の不満が、議会の野党勢力によって、とくに連合反対の建白書の作成という形をとって利用された。これらの建白書は、すべての階級にわたって多数のスコットランド人の態度を率直に映し出していたと思われるが、そこに盛られていた表現は、一般に受け取られている以上に熟慮してみるに値する。それらは、合併的連合および提案された条約の特定の条項を非難したが、しかし、連合そのものは非難しなかった」(William Ferguson, *Scotland: 1689 to the Present*, Edinburgh, 1978, paperback ed., p. 51. 飯島啓二訳『近代スコットランドの成立——十八—二十世紀スコットランド政治社会史——』未来社, 1987年, 57ページ。但し、訳文は少し変更した)。

(3) ライリィによれば、むしろ、「当時のパンフレットおよび政治家たちのあまり警戒心のない余談が等しく指し示しているのは、経済論議が、本質的に言って政治的である企画【合邦】を正当化したり、あるいは、これに反対したりするための宣伝道具であったということである」(P. W. J. Riley, *op. cit.*, 1978, pp. 215-6) と見るべきだということになる。このような「合邦」の本質をどう掴むかという歴史家の提起にもかかわらず、同じく彼自身が認めているように、当時「合邦」が経済問題と密接に関連させて議論されていたことを小論では重視したい。

なお、ライリィの見解にロバートソンは疑問を投げかけている (John Robertson, *The Scottish Enlightenment and the Militia Issue*, Edinburgh, 1985, p. 57, note 65)。

である」(Letter, p. 6)。

「合併的連合」によってスコットランドの経済状態が悪化すると、これに反対する者たちの認識の甘さを批判して、クラークはこのように述べる。確かに、スコットランドの経済状況は移民や移住を引き起こすまでに深刻化し、もうこれ以上悪化しようがないとのかれの認識が、「合併的連合」をかれに選び取らせているようにも見える。その意味では消極的な選択というべきであろう。しかし、行論で明らかになるように、かれは「合併的連合」のもとに実現されるはずの社会的・政治的・経済的体制のなかにスコットランドの積極的な経済発展の可能性を発見し、これを強調して止まない。とはいえ、かれのといった叙述の手法は控え目であることも事実である。恐らくこれは、イングランドとの交渉の結果合意された合邦条約の諸条項がスコットランド議会の命によって公表され議会上に上程された当時、クラークによって感じ取られたあらゆる階層、あらゆる地域からの反対表明の動向を気づかっただけのことであろうし、それゆえ、かれに先ず必要と思われたのは、これらの反対の理由を吟味しその誤解を解くことであつたのであろう<sup>(4)</sup>。こうした事情がかれに「合併的連

(4) 例えばクラークは、「国民の大半」が合邦条約の条項に「嫌悪感」を示していたこと認め、また、エビスコパリアンとジャコバイトによる反対の態度および議会内での同様な雰囲気の特記したあと、「…合邦交渉委員…には、自分たちの間でどう行動すべきかを決意し、あとは物事を神慮に任せるほかなかった。／名譽、率直さ、自分たちは祖国の利益にむけて忠実な役割を勤めてきたのだという確信によって、かれらには、自分たちがすべきことに疑いを挟む余地はなかった。それゆえ、かれらは、自分たちがイングランドの交渉委員との間で行った取り決めを固守するよう決意し、議員たちに、かれらが最も祖国の利益になると思う役割を果たすように託したのである」と回想している (Memoirs, pp. 64-6)。クラークの「合併的連合」に対する信念には並々ならぬものがあつたことが窺われる。こうした確信がかれに『書簡』を書かせたことは、先の

合」に反対する人たちの申し立てた根拠の再検討に向かわせたと推測される。クラークが俎上にあげた反対理由は14項目にもものぼる<sup>(5)</sup>。次に、そのなかで小論に必要と思われるものを中心にかれの議論に耳を傾けてみよう。

#### (ii) 産業政策の問題

クラークは5番目の反対理由として「われわれの代表は大ブリテンの庶民院議会での人数が非常に少ないので、イングランドの代表たちは表決でわれわれを打ち破り、リネン、黒牛、ニシンのようなこの王国の生産物に対して、どれも阻害することになる」(Letter, p. 14)ということを取り上げている。

要するに、反対者たちは、合邦後の議会において絶対多数を占めるイングランド議員たちによって常にイングランドに有利でスコットランドに不利な産業政策に沿って立法権が行使されることを懸念しているのである<sup>(6)</sup>。とくに、当時

註に引用したとおりであるが、だからこそ、他面では慎重な態度をとらざるをえなかったのではないだろうか。

(5) 本稿で主として取り上げる項目(⑤, ⑥, ⑦)以外のものを簡単に列挙すると、①「教会制度が危険にさらされる」こと、②「主権王国でなくなることで被ると思像される不名誉」、③「議会の喪失」、④「古来からの法、基本的な国制、特に権利の要求が侵害されること」、⑧「イングランドの内国消費税が実施されること」、⑨「イングランドと同等の関税」の導入、⑩「代償金 (Equivalent)」について、⑪「塩税 (Duties of Salt)」について、⑫「モルト税」について、⑬「商人たちのなかには合邦条約に難色を示している者たちもいるということ。例えば、かれらが使用している船舶のうちで外国人所有のものを購買するのに許されている時間が十分でないことなど」、⑭「合邦条項はスコットランドでは守られないと思われていること」などである。これらを大別すると、教会制度、国制、政治制度にかかわるもの(①, ②, ③, ④)、租税制度、財政・公的資金にかかわるもの(⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫)、技術的な経済問題にかかわるもの(⑬)、主体的な問題にかかわるもの(⑭)に区別できるであろう。

(6) 例えば、[Andrew Fletcher], *State of the*

有望と目されていたリネン製造業、牧畜業および漁業について不安を募らせている。事実、かれの言うところでは、こうした懸念は、「わが国の近年の著述家たち」によって盛んに宣伝されていたのであった。すなわち、クラークは言う。これらの著述家たちはこう「言い張っている」のである。「イングランドの側には[スコットランドの]利害に横槍をいれ、これらの生産部門を阻害する者たちがいるかもしれない。例えば、[イングランドの]毛織物製造業主たちはわれわれの間に毛織物で遺骸を包んで埋葬する習慣を持ち込み、わがリネン織物を妨害しようと努めるであろうし、また、イングランドの黒牛飼育業者たちはわが国の黒牛の[イングランドによる]輸入を妨害しようと努めるであろうし、さらに、[イングランドの]サージ・ニシン漁の関係者たちは、この王国[スコットランド]で白ニシン漁を始めるのに反対するであろう」(Letter, pp. 15-6)と。これにたいしてクラークは次のように反論する。

まず、リネン製造業については、「たとえこうした毛織物で包んで埋葬するという習慣がわれわれの間に導入されたとしても、それは、われわれの損失というよりもむしろわれわれの利益になる傾向があるだろう」(Letter, p. 16)と述べている。何故だろうか。かれは続ける。

「というのは、合邦によって西インド諸島に外国市場がわれわれにも開かれることになるであろうが、この市場は、現在われわれが死者に使っているよりもずっと多量のリネンを持ち出すであろうし、その結果、わがリネン製造業はまったく害に苦しむはずはないし、

そして、毛織物で包んでの埋葬が大に行われるようになり、その結果この王国の過剰になっている羊毛を消費するであろうから。つまり、わが国の羊毛は製造に付されることもできず、また、輸出されることもできないので、あふれ返ることになっているが、そうしておくよりも、合邦後に、われわれが地中に埋めているリネンを輸出するほうがずっとよいことであろう」(Letter, p. 16)。

クラークはイングランドの毛織物製造業者たちが議会に圧力を加え、毛織物の使用をスコットランド人の間にも導入する可能性を否定していない。そうではなく、かれは、こうした政策の実施がかえってスコットランドのためになるように作用する次第を述べることで反対者たちに応酬している。かれは、第一に、毛織物によって国内消費から弾き出されたりネン布は、合邦によって切り開かれるであろう西インド諸島の植民地へと合法的に直接輸出されることが可能となり、ここにより大きな販路を見いだすであろうし、さらに、第二に、こうして政策的に創り出されるであろう毛織物にたいする新たな国内需要は、スコットランドでの羊毛生産に好条件を用意することになると述べる。かれによれば、目下のところ、羊毛生産は、1701年の「羊毛輸出禁止令」がすでに1704年に廃止されていたといっても、輸出が伸びて活況を呈していたわけではなく、他方、これらの原毛を十分に活用できるほど国内の毛織物製造業が発展していたわけでもなかったからである<sup>(7)</sup>。こうしてク

Controversy betwext United and Separate Parliaments, pp. 16ff. においても、こうした懸念が表明されている。

(7) これに関連して、ガーヴィンは「羊毛輸出禁止令の以前、1700年までにこの[羊毛]貿易が衰退していたことを示唆するある証拠がある…」(Clifford Gulvin, *The Tweedmakers: A History of the Scottish Fancy Woollen Industry 1600-1914*, Newton Abbot & New York, 1973, p. 15.)と述べている。

ークは、毛織物への需要の増大は、出来れば国内の毛織物製造業の発展のテコとして働くことを願望しつつ、これにより羊毛生産に有利な条件を用意することを予想し、あるいは、少なくとも、イングランドの毛織物製造業の発展を通してスコットランドの羊毛生産を鼓舞するように作用すると展望するのである。次に、黒牛の生産・飼育業と漁業について見てみよう。

「わが国の黒牛を妨害するのではないかとの想像は、事実の点での誤りから生まれてきた（と私は信じる）。というのは、イングランド人たちが従来わが国の黒牛を受け取ったのは、この[スコットランド]国民に対する親切心からでもなく、スコットランドの牛肉が好きだからでもなく、本当の理由はかれらの地面を改良するためであるから。つまり、わが国の黒牛は、イングランドの黒牛もアイアランドの黒牛も口にしないかれら[イングランド人たち]の牧草の屑で成長しふとるからである。だから、この問題については、なんら横槍がはいるはずがないのである」(Letter, p. 16)。

当時、イングランドとの黒牛の取引きはドローヴァー (drover) と呼ばれていた畜牛取引業者によって媒介されていた。かれらは、通常みずから生産者でもあったが、主にハイランド地方の飼育者によってある程度まで飼育され地主などに地代として支払われた黒牛を買い取ったり、あるいはそれらの委託をうけ、またある場合には、黒牛を直接ハイランド地方の飼育者から買い取り、こうして集め

られた黒牛を運搬しイングランドやローランドの飼育・肥育業者に売り渡すことなどを行っていた。こうした一連の過程を経て、スコットランドの黒牛はおもにイングランドの牧草地で最終的な商品として肥育され、イングランド市場に登場したのであった<sup>(8)</sup>。引用文でのクラークの主張は、こうした事実に着目してのものである。それによれば、スコットランドの黒牛をイングランドの牧草地で肥育することは、さもなければ、廃棄されてしまったであろう牧草からも利潤、したがってまた地代をイングランドは取得することができ、そのことがまた、イングランドの農業投資を可能にし土地改良を押し進めるのである。したがって、イングランドの黒牛飼育業者をして、スコットランドとイングランドとの間での取引を邪魔させることにはならないのであろうという。言ってみれば、クラークは、スコットランドはイングランドの黒牛肥育業に原料を、しかも他の原料よりも節約的な原料を提供することを強調し、合邦後の産業政策の変更によるスコットランド牧畜業への打撃

(8) 飯塚正朝『「国富論」と十八世紀スコットランド経済社会』九州大学出版会、1990年、164～5ページを参照。

また、ホワイトはこの取引きについてこう記している。「この世紀[17世紀]の終りまでには、畜牛取引は高度に組織化された制度として、その姿を現していた。後の時代にこれを特徴づけることになった全要素が十分に発展していたのである。すなわち、ボーダー地方とギャロウェイはもちろんのこと、ハイランド地方もこれに巻き込まれていたし、クリフやフォルカークには畜牛の大取引場が成長していたし、そして、国境を横断し、ギャロウェイからたつぷり1ヶ月、ハイランド地方からはそれ以上かかるイースト・アングリアのような遠い南方の目的地にいたる長いルートも確立されていて、その目的地への到着後、肥育期間をへて、スミスフィールドの屠殺場への最後の短い一行程をたどったのである」(Ian Whyte, *Agriculture and Society in Seventeenth-Century Scotland*, Edinburgh, 1979, p. 241.)。

また、同時代人、デイヴィッド・ブラックによれば、羊毛は「外国市場で供給過剰」であったので、「価格がすでに下落していた」という ([David Black], *op. cit.*, p. 8.)。

を否定するのである。

「かれら [イングランド人たち] のサージンを奨励するために我が国のニシン漁を妨害する件については、断然その可能性はない。というのは、外国の市場における [購買商品] 選択の原則となると予測されるのは、イングランド人たちが奨励することを好んだり妨害することを好んだりするものではなく、そのうえ、これらの二種類のニシンは似ても似つかないからである。すなわち、その結果、[外国の市場では] 常に [イングランド人たちのサージンより] わが国のニシンのほうにより大きな需要があるであろうし、したがって、東西インドの植民地よりもブリテン島を富裕にする向きのあるスコットランドの生産物を妨害する理屈が微塵もこれに影響するわけではないのである」(Letter, pp. 16-7)。

ここでは、新しいブリテン議会の産業政策を律するものが何であるべきか、あるいは、何であるかがあらためて問われていると言えよう。それは、クラークによれば、二つある。第一は、その産業政策はイングランドやスコットランドの個別利害ではなく、ブリテン全体の利害を重視したものであるべきこと、そして、その利害はブリテンの貿易差額によって判定されるべきであること、これである。さらに、このことが第二の指摘と結びつく。すなわち、産業政策の基準がブリテンの貿易差額に置かれる以上、第二に、それはブリテンの輸出を促進する生産面に傾斜するべきことになるが、この輸出は外国市場の動向、とくに需要動向に規定されざるをえないことである。こうしてクラークは、ブリテン議会の産業政策は決して恣意的に選択されることはなく、市場関係を踏まえ、これに調整されての決定がなされざるをえないと見通す。

こうした見地から問題の漁業政策に接近すると、決して「合邦」後のそれは決してイングランドのサージン漁関係者の個別利害によって歪められることありえない。むしろ、海外市場で広く需要されているスコットランドのニシン漁にこそブリテン議会の振興政策は向けられることになるだろうと予測するのである<sup>(9)</sup>。

### (iii) 政治の中心地喪失による経済的波紋

「合併的連合」はスコットランド独自の議会を消滅させることになるが、この議会の消滅にたいして懸念されたのは、スコットランドの利害を損なう産業政策の実施ばかりではない。そのことをクラーク自身も取り上げ、これに反論を加えている。その懸念とは、クラークによれば、次のとおりである。

「合邦はスコットランド、とくにエジンバラを大いに荒廃させるであろう。というのは、わが国の大多数の貴族やジェントリイたちはイングランドに住むようになるだろうから、都市と農村との双方の地代は下落するようになり、商工業者 (Tradesmen) と労働者とは妨害される傾向があるだろうから」(Letter, p. 17)。

引用文はかならずしも意味明瞭とは言いがたいが、その趣旨を忖度して述べればこうなるで

(9) こうしたクラークの予測の延長線上にあるとも言うことができる事件が起きたのは、1727年に設立された「スコットランド漁業および製造業振興管財人評議会 (The Board of Trustees for Fisheries and Manufactures in Scotland)」の活動を別とすれば、1749年になってからであった。すなわち、この年にブリテン議会は特権会社 The Society of the Free British Fishery の設立を認めるとともに、20~80トンの全漁船にトンあたり30シリングの奨励金と輸出ニシンにパーレルあたり2シリング8ペンスの奨励金の給付を決定した。Cf. Henry Hamilton, *An Economic History of Scotland in the Eighteenth Century*, Oxford, 1963, p. 115.

あろう。「合併的連合」によって議会や枢密院が廃止され、従来は首都エジンバラで行われていたスコットランドの政治・行政の中心がロンドン、ウェストミンスターへと移転することになるが、そのことに伴い、これにかかわっていたスコットランドの貴族やジェントリイたちも生活の拠点をロンドンへ移すことになるであろう。そうなれば、かれらの消費生活がスコットランドの生産物に提供していた消費需要も、それに応じては削減されることになるであろう。こうして、スコットランドの農業も商工業も打撃を受けざるをえない<sup>(10)</sup>、と。こうした心配にたいしてクラークは答える。

(10) 当時、歴史的な経験を踏まえ、この点を強く問題視していたのはアンドルー・フレッチャーであった。フレッチャーは述べている。「同君連合時にこのこと[スコットランドの対大陸貿易]のすべてが衰亡した。われわれの貨幣はイングランドで支出され、わが国では支出されなかった。すなわち、われわれの館の家具、われわれの衣服や身の回り品の最上のもはロンドンで購買された。そして、スコットランド国民の特定の人びとは、イングランドの人びとから大いに不興をかうほど、宮廷で数多くの高くて有利な地位を手に入れたが、しかしこれはわが国にとって何の利点にもならなかった。というのは、わが国はまったく無視されてしまったからである。例えば、農園は召使たちによって運営され、その主人の目の届かぬところで運営されていたように」〔Andrew Fletcher, *An Account of a Conversation concerning a Right Regulation of Governments for the Common Good of Mankind*, Edinburgh, 1704, in *Andrew Fletcher of Saltoun: Selected Political Writings and Speeches*, edited by David Daiches, p. 114.〕。「現在スコットランドの不都合な状態は次のような原因から生まれている。すなわち、われわれの貨幣が、地位と年金を求め宮廷に群がる人びとによって運び出され、宮廷で支出されていること、そして、イングランドの大臣たちがわれわれの政府に及ぼす影響力によって、われわれはまったくこの宮廷に依存するようになってきていること、さらに、君主が不在のために、法律が執行されていないこと、これらが原因である」(ibid., p. 115)。  
村松氏はこうしたフレッチャーの主張をかれの「王権制限論」と結びつけて理解する観点を提起しておられる(村松茂美「A. フレッチャーと合邦期スコットランド」『熊本商大論集』37巻3号, 1991年, 42ページ)。

「われわれの議会がなくなることによって、エジンバラが没落するとは考えてほしくない。というのは、経験が教えているところでは、わが国の議会は5年か6年に1度しか開かれないときがあり、その後、議会は非常に頻繁に開かれるようになったが、[そのとき]それ[エジンバラ]は、それ以前のときにくらべて、良くも悪くもない状況にあったからである。また、多数の王許都市の間では、長老派会議の開会のほうが議会の開会よりも都市と農村とに全般的な利益をもたらすことがよく知られているからである」(Letter, p. 17)。

見られるとおりの、クラークは、議会の開期中に、特別に首都エジンバラの経済活動が盛んになったわけでないことを、過去の経験に照らして述べている。合わせて、それよりも宗教的な会議の開催のほうがこのことに有利に作用したことが周知の事実として指摘されている。議会は失われるとはいえず、「それ[エジンバラ市]はわれわれの教会運営や司法行政の中心地であり続ける」(Letter, p. 17)のだから、歴史経験的に判断してスコットランド、とくにエジンバラの「荒廃」について懸念することは無用であると言うのである。しかし、うえにみたクラークの議論にはある種のごまかしが密輸入されていると言わざるをえない。というのは、表明されている懸念のなかでは、議会の開会がスコットランドの経済活動に好影響を及ぼすとか、あるいは、宗教的会議の開催よりも議会の開会のほうが経済活動の活発化に寄与すると言われているわけではないからである。そこで問題にされているのは、あくまでも、上・中流階級、とりわけ政治や行政に携わる者たちの生活の場がスコットランドではなくなることの経済的波及効果なのである。したがって、事実クラークはこ

の問題を24年の年月を経た時点で再考せざるをえなくなることを、ここであらかじめ指摘しておきたい<sup>(11)</sup>。

それにしてもクラークは経済の活性化の問題を政治の中心地を保持することと結びつけて理解することに否定的なように思われる。「政府の所在地から遠隔の地に位置している農村と都市とが貧しく惨めな状態にあるとは思われない。というのは、もしこれらの農村あるいは都市が入り江や港湾の便宜とともに貿易のための素材を有しているならば、それらの農村と都市は、こうした支障にもかかわらず、繁栄するに違いないからである」(Letter, p. 19)。政治の中心地をスコットランドに留めておくことは重要な問題だと見なされていない。それよりも大事なことは、クラークによれば、経済活動、とくに貿易にとって有利な自然的な条件がスコットランドに備わっているかどうかである。その条件として、第一に貿易に不可欠な海運の便宜が、第二には、その貿易に用いられる国内の生産物が挙げられている。第一の条件については、スコットランドの主要都市が海岸あるいはファースと呼ばれる入り江に面しており、とりわけ、とくに問題となっているエジンバラにはフォース湾が隣接しており、貿易港リースを控えさせている。第二の要件について、クラークは「…わが国の漁業、リネン製造業、黒牛、鉛、石炭および穀物は貿易のための非常に大きな素材を提供するであろう…」(Letter, p. 19)と所見を述べ、自信のほどを示す。クラークが言うとおおり、確かにこうした自然的な条件がスコットランドには備わっているとしても、こうした有利な条件はどのようにして経済発展の実現へと有機的

に結びつけられてゆくのであろうか。そして、それに向けて「合併的連合」はどのようにかわってくると言うのであろうか。こうした疑問が湧いてくるが、ともかく、クラークは続けて地代・農業の問題に言及しているので、これに耳を傾けてみよう。

「この合邦によってイングランドの住民が二倍になったとしたら、どうであろうか。それらの住民たちをかれらの土地では扶養できるはずがないことを考慮すれば、スコットランドのすべての天然産物に大きな需要が生じるであろう。その結果、わが国の土地の地代が下落することはとうていありえないであろうし、地代は上昇するに違いない。一国の地代はその国民とビジネスとの増加に比例して上昇するに違いないという原則は、永遠に真実であり続けるであろう。そこで、もしスコットランドの国民が増加するとすれば、地代はこの国中で高められるに違いない」(Letter, pp. 19-20)。

クラークは、地代が「国民とビジネス」の動向に規定されるとの認識を「原則」と捉え、これを基礎にすえている。しかし、ここで直接言及されているのは、国民の数が増加すれば、その分だけ農産物に追加需要が生じ——恐らくこれが農産物価格を引き上げるといふ論理展開を介在させて——その結果、地代の上昇が惹起されることになるということだけである。理論展開はきわめて粗雑であるが、ともかく、想定されているように、「合邦」によって果たして——イングランドであれスコットランドであれ——国民の数は増加するのであろうか。ところで、クラークには「もし合邦がわれわれにトレードとビジネスとをもたらすとすれば、その場合、これに続いてわが国の住民は確かにそれに比例

(11) 本稿、IV節 (iii) 項を参照。

して増加するに違いない」(Letter, p. 17) という認識もある。つまり、クラークの言う「原則」の真意は、「トレードとビジネス」の発展を起点として、そのことが雇用機会の増大を生みだし、こうして「国民」が増加し、そうなれば、さらに、うえに述べたような因果関連を通じて「地代」が上昇するだろうということにあったと推測される。

しかしながら、この起点に捉えられている「トレードとビジネス」の発展、スコットランドの経済発展はいかにして「合邦」によって準備されるというのであろうか。ここでもまた、根本的な問題に逢着してしまう。それゆえ、クラーク自身うえの引用に続けて、「だが、ここであなたは難しい問題があると言うでしょう。しかし、私が次に述べる解答を考慮すれば、それはもっと容易に解決されるでしょう」(Letter, p. 20)と言わざるをえないのである。この「難しい問題」こそ、懸案の「合邦」による「トレードとビジネス」の発展の展望の問題にほかならない。クラークは、次に「…合邦後、いかほどであれ、トレードがスコットランドで増加すると信じるほどの信念を持ってない」(Letter, p. 20)という「異議」を取り上げ、これに答えていく。われわれもかれについていくことにしよう。

(iv) 「経済改良」の展望

「この合邦によって、今後われわれにはわが国の黒牛およびリネン布をイングランドに輸出する特権が与えられるのであって、こうした輸出は、もし合邦が成功しなかったならば、禁止されるか、それとも、きわめて相手だけの不安定な取引きとなるであろう。しかも、わが国のこれら二つの生産部門でわれわれに年に13万ポンド・スターリング以上の収

益を生みだして来たし、[今後も]それだけの収益をわれわれにもたらし続けるであろう」(Letter, p. 20)。

まずクラークが問題にしたのは、合邦によってイングランド市場がスコットランドに開放されるということである。

周知のように、前世期末から「グレンコーの虐殺」、「ダリアン計画」の挫折とスコットランドとイングランドとの関係は緊迫度を高めてきたが、他方ではまたスコットランドの経済的苦境が、「名誉革命」直後よりも勢いを復活したジャコバイト主義の台頭に対する警戒とあいまって<sup>(12)</sup>、1702年に両国の「合邦」交渉を再開させることになった。しかし、これは、スコットランド側の経済的分野での要求がイングランド側に過大なものと受け取られ、結局実らず仕舞いに終わった。こうして、アン女王の後継王位問題に関連して、ついにスコットランド議会は1704年に「安全確保法」を可決することになった。これは、「もしスコットランド王位、スコットランドの議会、宗教、自由およびトレードが『イングランドあるいは他のいかなる外国の影響からも』断ち切られないかぎり、ハノーヴァー朝の国王が王座につくことを禁じる」<sup>(13)</sup>ことを規定していた。また、「和平および宣戦布告法」を可決するなど、「スコットランド人は独立性を拡大したいという願望をはっきりと表明した」のである<sup>(14)</sup>。イングランドは「スペイン継承戦争」のまっ只中にあり、これに対し、1705年にイングランドは報復の立法をもって応じた。す

(12) Cf. Rosalind Mitchison, *Lordship to Patronage: Scotland 1603-1745*, London, 1983, pp. 128-9.

(13) T. C. Smout, *Scottish Trade on the Eve of Union 1660-1707*, Edinburgh and London, 1963, p. 258.

(14) *Ibid.*

なわち、「外国人法」がこれである。この法律の意味するところは二つあった。もしスコットランドが「クリスマスの前に」議会連合の新交渉委員を任命するか、あるいは、ハノーヴァー朝の王位継承を認めなければ、第一に、イングランドにいるスコットランド人を外国人として扱い、イングランドにあるスコットランド人の全財産を没収すること、さらに、第二に、「スコットランドの畜牛、リネンおよび石炭の輸入を完全に禁止し、万難を排してスコットランドへの羊毛あるいは軍事物資の輸出を妨害するよう試みる」こと、これである<sup>(15)</sup>。

こうしたイングランドによる経済制裁の記憶が生々しい歴史的背景のなかで、クラークの提起がなされたことに留意すべきであろう。当時のスコットランドの二大輸出産業・国民的産業である黒牛の生産とリネン製造業はおもにその市場をイングランドに求めていたから、かれは、この「合邦」が再度水泡に帰した時のイングランドの反応・対応に対して大いなる懸念を表明する<sup>(16)</sup>。逆に「合邦」が成就されれば、こうした懸念がまったく消失し、その限りでこれらの産業の安定的な発展が期待されるとかれは診断する。それだけでなく、この「合邦」条約はイングランドの航海条例の保護の枠内でスコットランドも正式に活動できることも規定していた。

この点に注意を向けて、クラークは、「この合

邦によって、われわれは自由にわが国のリネン製品を直接植民地へ運び込むことができるようになる。これは、他の利点を別にしても、莫大な金額を「わが国に」封じ込めておくのに役立つであろうし、そうなれば、さらに、この金額を送り出してわが国にタバコを持ち込むのである」(Letter, p. 20)と記す。すでに本節(ii)項でみたとおり、かれは「合邦」によって西インド諸島がスコットランドのリネン布の輸出市場として開放されることを強調していた。ここでは、まずそのことが確認され、そのうえで、このこととも関連させて、こうした新たな新大陸との貿易関係の別の面、すなわち、合法的かつ直接的なタバコ貿易にも言及している。スコットランドから西インド諸島にむけてまずリネンが輸出される。その代金をもとにして今度はスコットランドにタバコが輸入される。明示的に言われていないが、その大半は再輸出され、スコットランドの貿易収支の改善にも寄与することになるであろう。経済史家によれば、合邦以前にもこれらの貿易は行われていた。しかし、その場合スコットランドは航海条約の保護の外に置かれていたために、これらの貿易はイングランドを媒介にした迂回的なものになるか、それとも、密貿易という非合法的なものにならざるをえなかったであろう<sup>(17)</sup>。前者の場合には、リネンの輸出とタバコの輸入とをクラークが構想するように直接結びつけることはできなかったであろうし、また、後者の場合それは、言うまでもなく、非合法であって、大々的な展開が期待できるはずもなかったであろう。恐らく、クラーク

(15) T. C. Smout, *op. cit.*, p. 262.

(16) スマウトも歴史家として次のように指摘している。「デフォーとともに歴史家が、もし外国人法やその類のものが施行されたならば、その[スコットランド]経済はどうなってしまうであろうか、といふかるのも当然のことであろう。もし畜牛、リネンおよび石炭がイングランドへの輸出を禁止され、羊毛が南部[イングランド]から運び込まれるのを有効に阻止されてしまうとすれば、スコットランドの貿易は首を切り落とされることになるであろう」(Ibid., p. 269)。

(17) キャンベルによれば、当時、実際にこうしたイングランドとくにホワイトヘヴンを迂回した貿易、さらには直接的な密貿易がかなり行われていた (cf. R. H. Campbell, 'The Anglo-Scottish Union of 1707. II. The Economic Consequences', p. 469.)。

クはこうした重大な差異を認識しており、このことへのかれの着眼がうえに引用した記述をかれに書かせたと推測されるのである。

ともかく、「合邦」はスコットランドが渴望してきた植民地貿易を保証し、この点でスコットランドの経済発展に貢献することをかれは力説するのである。しかしながら、「合邦」がスコットランドにとって有利であるのは、このように市場の側面において予測されるのみではない。クラークは、さらなる利点が生まれてくると述べる。

「同様に、イングランドへ輸出される場合、わが国のリネン製品は完全に関税を免除され、これは毎年3万ポンド近くの節約になるであろう。／わが国の石炭も同様にわが国に相当の金額を持ち込むであろうし、こうして、国内のすべての炭鉱主に大いに利益をもたらすであろう。／わが国のすべての粗製造品は西インド諸島でわれわれにかなりの利潤を生み出すであろう。／すべての種類の穀物は、イングランドで現在実施されている戻し税および他の奨励が与えられる（と私は思う）せいで、この国に貨幣を持ち込み、かつ、この国の[貨幣を]欠乏と過多との中庸に保つことになるであろう」(Letter, pp. 20-1)。

第一に、これまでスコットランドとイングランドとの間に聳えていた関税障壁がなくなることが、リネンを初めとするイングランドへの輸出産業に好条件を用意することが強調される。「合邦」は市場の面で新しい局面を切り開くのみではない。それはまた統一的な貿易政策の実施をも含意する。この見地にたつてクラークは、第二に、イングランドで施行されていた戻し税や輸出奨励金制度がスコットランドにも適用されることによって、スコットランドの輸出は伸

長し、このことが、当時スコットランドの懸案事項であった「貨幣」・「貨幣資本」不足の解消に寄与すると高調するのである。貿易政策・租税制度の側面でもスコットランドの産業発展が見込まれると言う。このように、いずれの場合にもクラークは、「合邦」が輸出産業に与える好影響のみに着目し、それが国内市場向けの産業にどのように作用するかという点を軽視した発言のようにみえる。しかし、それも次のようなクラークの事実認識を確認すると、そこにはかれなりの問題意識が潜んでいることが判明する。

「わが国の冒険的な漁業の企画はすべて失敗に終わってきたが、その主な理由は、われわれにはそのような事業に着手するのに十分な資本 (Stocks) が欠けていたことであつた。というのは、われわれ自身あるいはわが祖国の利益のために漁業を行おうとすれば、われわれは、5%ないし6%というような非常に小さな賭けで満足しなければならないが、これでは、小さな資本で漁業を行う人たちの間では決してうまく成功するはずがないからである」(Letter, p. 21)。

明瞭に述べられているとおり、スコットランドの資本不足が厳然と存在し、これが経済開発——とりわけ漁業のように「大きな資本」を必要とする産業の発展を妨げていることがクラーク

(18) 当時ヨーロッパ最大の漁業国であつたオランダは、「多大の資本をこの産業に投下し、捕獲物を保存処理するのに多大の技術をもちいていた」(Henry Hamilton, *op. cit.*, p. 111. 強調は引用者)。すなわち、かれらは大漁船団を組織し、遠海で捕獲した魚を母船で塩漬け・箱詰めし直接輸出していた。これにたいし、スコットランドの漁法の特徴は零細な沿岸漁業であり、こうして漁獲されたものがグラスゴウやエジンバラの商人などに輸出用に販売されていた。このように後れをとったスコットランド人にとり、「自分たちの海域の資源によってオランダはヨーロッパで最も豊かな国民となり、自分たちは依然として相対的な貧困と経済的苦境にのた打っているのを見ることよりも苛立つも

クによって痛切に感じ取られている<sup>(18)</sup>。この問題に対処するには、さしあたり貿易収支を改善し、産業が必要とする貨幣資本を国内に供給する体制を整えるほかないであろう<sup>(19)</sup>。こうしたクラークの問題関心がとくにかれに輸出産業への傾斜を強めさせていると思われる。ところで、

かれによれば「合邦」は、すでに剔抉されたように、黒牛の生産、リネン製造業など、輸出産業の発展のための環境を準備し、そのことによってスコットランドの貨幣資本不足の打開に役立つのみではない。それはまた、もっと直接的に資本不足の解消に寄与するという。

「…大きな資本がなければ、われわれは、どんな形であれ、この王国に有利な漁業に着手することをほとんど表明できない…。ところが、われわれにはそのような資本がないので、わが隣人〔イングランド人〕たちの援助を求めなければならない。かれらは、合邦したならば、スウェーデン、デンマークおよびノルウェーの生産物のうちでかれらに必要なものを購買するためにかれらが現在これらの諸国に運び込まざるをえない膨大な貨幣を節約しようとして、この援助に着手するであろうし、また着手するに違いない」(Letter, p. 21)。

「合邦」はイングランド資本のスコットランドへの流入の可能性を作り出すという。しかも、合わせて、その可能性を現実性にまで展開させる条件についても漁業に關説して述べられている。イングランドは北欧諸国からさまざまな財貨を輸入しているが、そのためにイングランドはこれらの諸国に貨幣を支払わざるをえない状態にある。しかし、他方でこれらの諸国は、ここで取り上げられている漁業の生産物であるニシンを必要とし輸入しているのである<sup>(20)</sup>。こうした状況にあって、もしイングランド資本がスコットランドに投下され、そこでニシン漁を開始すれば、これまでのこれらの諸国への貨幣流出を削減ないし阻止することができるというわけである。クラークは、このイングランド側で

のはなかった」(T. C. Smout, *op. cit.*, p. 221.)。かくして、スコットランドでもオランダの「大漁法(Great Fishery)」に倣おうとして、特許会社「王立漁業会社」が設立されたが、わずか11年で1690年に清算されるはめに陥った。

こうした背景のもと、スマウトによれば、合邦論争期に賛成論者たちはイングランドの資本を、また反対論者たちはオランダのそれをあてにして、それぞれ漁業の振興を主張したのである (*ibid.*, pp. 221-2)。

(19) こうしたなかで、すでに1695年にはスコットランド銀行が株式特権銀行として設立されていた。同行は、周知のように、自行銀行券を用いて、土地担保貸付、対人信用貸付、商品抵当貸付——しばしば手形割引の形態をとった——などの貸付業務を行っていた (cf. S. G. Checkland, *Scottish Banking: A History 1695-1973*, Glasgow and London, 1975, pp. 30-1.)。スコットランド銀行は、前年に設立されたイングランド銀行に比して、「政府の財政代理機関としての役割を有しておらず」、「農業、商業および製造業によって与えられたビジネスの機会をもっぱらあてにしていた点で、ユニークであった」(*ibid.*, p. 24)。

しかし、その最初期の1696~7年にあつては、「グリーン会社」が「その余剰資金から社員たちに利子をとって貸付を行い始め」、さらに、「スコットランドではその責務〔貸付〕を発券によって果たし始めた。」このような状況のなかで、スコットランド銀行券は兌換請求を受けることになり、「倒産の危機が急速に進展した」。また、こうした難関をグリーン会社の譲歩とその後の本業であった植民貿易の失敗(Darien disaster)によって乗り越えたとはいえ、この「銀行戦争」によって、ロンドンとの関係の悪化や相次ぐ支店の閉鎖などの後遺症に悩み、さらには、1704年のマルバラ公の大陸遠征に端を発する貴金属流出を背景に「正貨価値の引き上げ」の「噂」のため大々的なとりつけ騒ぎが起こり、資本金の払い込みの呼び掛けの試みもむなしく、同年12月18日に支払停止に追い込まれることになった。その後、枢密院の助力もあつて、ようやく翌年5月に兌換を再開したが、他方では、「国立銀行構想」(James Armour of Glasgow, *A Promonitor Warning*, Edinburgh, 1702.)や「土地銀行構想」([John Law], *Money and Trade considered*, Edinburgh, 1705.)などの挑戦をうけ、かならずしも順調な活動を営むことはできなかった (cf. *ibid.*, pp. 33-44)。

(20) しかしながら、ノルウェーは自給体制を整えていたとの指摘もある (T. C. Smout, *op. cit.*, p. 223.)。

の動機がスコットランドへの資本の流入を促すとみるのである。

それにしても、こうしたイングランドの動機は従来からも見られたはずである。なぜ、イングランドはスコットランドへ資本投下し、有益なニシン漁に着手しなかったのだろうか。これに答えて、クラークは、「イングランド人が以前にこのニシン漁を行おうとしなかった理由は非常にはっきりしている。それは、かれらが次のことを知っていたからである。すなわち、オランダ人は以前からスコットランド人とうまくやっていたので、イングランド人は漁業の分野でスコットランド人と協同しないかぎり、漁業は決して少しも有利に行われるはずはないし、また、たとえかれらがわれわれと協同しても、われわれが別個の国民であり、別個の政府のもとにあり続けるかぎり、かれらの資本は常に危険にさらされるであろう、と。しかし、首尾よく合邦が実現すれば、おのずと実情は変わるに違いないし、こうしてわれわれの間からすべての嫉妬心が取り除かれるに違いない」(Letter, p. 23)と述べる。

クラークの認識によれば、これまでイングランドによるスコットランドへの資本投下を妨げてきたのは、直接的には、経済的な障害というよりも政治的・社会的なそれである。イングランドがスコットランド沿岸付近でニシン漁を始めようとする、そこにはすでにオランダが先行者として活動している、スコットランドの協力が得られなければ、それから「どんな利益」も望めない。しかし、協力を得て「協同」できたとしても、それは一時的であってきわめて不安定なものになる可能性は否定できない。なぜなら、スコットランドとイングランドとの両国は「別個の国民」「別個の政府のもと」にあ

るからである。国制が異なり、しかも、スコットランドには対イングランド関係よりも対大陸関係を重視する勢力があり、そのうえ、「名誉革命」によりフランスに宮廷を移した旧ステュアート朝を支持するジャコバイトの勢力も決して侮れない。こうした歴史的背景のもとで、クラークは両国の間に横たわる「嫉妬心」の存在さえ指摘する<sup>(21)</sup>。この状況を転換し、この制約を打破するのが「合邦」、国制の統一に他ならないというのがクラークの洞察である。「合邦」による新たな政治的枠組の創出によって、スコットランドの資本不足を補うイングランドからの資本流入の環境が整備され、ここに初めて、「大きな資本」を要する漁業の振興がスコットランドにも可能になるというわけである。

これまでクラークは漁業に集中して、スコットランドの資本不足の解決に資するものとしてイングランドによる投資の問題を論じてきたが、続けてかれは「この種の漁業を別にして、他にも奨励に値するものがある。すなわち、もっと小規模の数多くの生産部門が〔漁業と〕同じような状態にある。これらは、われわれにはそれらを始めるには資本、熱意および人手が欠けているという理由で、現時点では無視されたままになっている」(Letter, p. 23)と記し、「合邦」後の投下資本の安全性に支えられて、具体的に

(21) 議会上程された「合邦条約」に対しても租税・通商問題を中心にして批判的な論陣を張ったウィリアム・ブラックも、「二国〔スコットランドとイングランド〕間の合邦は、同君連合以来ずっと両王国において保持されてきた国民的偏見を取り除くのに最良の便法として長いあいだ希求されてきた」([William Black], *Some Overtures and Cautions in Relation to Trade and Taxes, humbly offered to the Parliament*, n. p., 1707, p. 3.)と述べている。かれは、「合邦条約」の条項がスコットランドの産業発展に不利に作用する可能性を懸念しながらも、「合邦」そのものにより両国間に「平和」が維持されるであろうことを評価している。

明示していないが、漁業以外の生産諸部門にもイングランドの投資が進展するであろうと展望している<sup>(22)</sup>。しかも、ここで注意すべきは、この記述では、「資本」に加えて「熱意」「人手」という新しい要素にも言及されていることである。

クラークが「合邦」によりイングランド市場がスコットランドの安定的な輸出市場として編成し直されることを強調していたことは先に紹介したが、そこでも、こう言われていた。

「…合邦後には、われわれ [スコットランド人とイングランド人] は一つの王国、一つの国民となり、したがって、すべての種類の物をロンドンで作ってもらえるのと同様にわれわれの間でも作ってやれるだろうし、その結果、この場合にわが国の労働者とイングランドの労働者との間には、ニューカッスルの労働者とロンドンの労働者との間と同様に違いがなくなる」(Letter, p. 18)。

「しかし、合邦後、もっとビジネスが盛んな状態になったときには、労働者の交流が他のものと同様に行われるであろうが、これは、現在わが国に住む人たちの名誉と改善に資することが分かるであろう」(Letter, p. 19)。

クラークは、「合邦」による市場統一からスコットランドの輸出産業の発展のみを展望していたわけではない。市場の統一はスコットランドとイングランド双方からの財貨の交流をより円

滑にし促進することをはっきりと認識している。そのうえ、そのことはこれに留まらない。財貨が両国を行き交うことは、同時にそれにともなつて、「人手」も「熱意」も、さらに技術も交流するというわけである。つまり、このことは、生産主体や経済主体の面でもイングランドを優位に立たせているものが、後れをとるスコットランドにもやがて浸透するようになるとクラークに予測させることになる。「合邦」はこの領域でもスコットランドの「経済改良」に有利に作用する環境を整えると見るのである。

こうして、クラークは「合邦」によっておのずとスコットランドの経済発展への道が用意されると断言する。それは、一言でいって、イングランドの先進的な重商主義的な保護体制の一環にスコットランドを組み込むことだと言ってよいであろう。そのような編入によりブリテン規模で再編成されるこの保護体制のなかで、初めてスコットランドの現状の矛盾の打開が可能になると診断するのである。しかしながら、その後の歴史展開から明らかなように、クラークのこの展望はそのままでは現実化することはなかった。彼自身、その20数年後、その反省をも込めて新たにスコットランド「経済改良」を展望し直さなければならなかった。その内容については節を改めることにしたい。

(未完)

(22) これ以外にも、クラークは、「代償金」がスコットランドの資本不足の欠陥を補うものだとみなし、これが手にされなければ、「合邦」により可能となる「貿易の便も、豊鉱を採掘する材料も能力もない者に、その所有権を与えるようなものである。というのは、われわれの手もとに貨幣の貯えがなければ、貿易の便はまったく無益なものであろうからである」と述べている (Essay, p. 6)。